

一般財団法人つくば市国際交流協会ボランティア規約

(目的)

第1条 この規約は、つくば市国際交流協会（以下「協会」という。）が実施する国際交流事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、協会とボランティアとの協働により、双方の事業または活動の活性化や顧客満足度を高めることを目的として募集するものである。

(定義)

第2条 ボランティアとは、事業の目的の達成に協力する個人、団体及び法人とする。

(種類及び内容)

第3条（※以下、条番号変更） ボランティアは、通訳・翻訳、文化紹介、ホームステイ・ホームビジット、日本語講師、観光ガイド、医療通訳、イベントスタッフの7つのカテゴリーからなり、それぞれ次の表に掲げる活動をおこなう。

カテゴリー	活動内容
通訳・翻訳	1 国際交流イベントでの受付・案内における通訳、チラシ等の翻訳など 2 姉妹都市など、海外諸都市との交流事業実施に伴う通訳や案内、翻訳など 3 外国人住居者への生活支援（災害時通訳・翻訳など） 4 外国からの来訪者への案内、情報提供に伴う通訳翻訳業務
文化紹介	1 国際交流を目的とした事業等での文化紹介 2 姉妹都市、海外諸都市との交流事業等での文化紹介 3 市民を対象とした国際理解講座等での文化紹介
ホームステイ・ホームビジット	協会が依頼を受けたホームステイ・ホームビジットプログラムを実施する際のホストファミリー
日本語講師	協会が主催する日本語講座での講師
観光ガイド	外国人に対するタウンガイドや観光案内
医療通訳	医療機関等で外国人患者やその家族と医療スタッフとの間でおこなう通訳
イベントスタッフ	協会が関係するイベントなどへの協力（企画・準備・運営など）

(登録条件)

第4条 それぞれのボランティアへの登録条件は次の表に掲げるとおりとする。

カテゴリー	能力・資格条件	年齢条件*	
ボ ラ ン テ ィ ア	通訳・翻訳	日常会話に支障がない程度に外国語の会話ができる方、又は翻訳能力のある者	高校生以上
	文化紹介	国際交流や国際理解に関心を持ち、自分の得意な分野や趣味などを活かして活動する意欲のある者。	高校生以上
	ホームステイ・ホームビジット	異文化を理解し、尊重することができる世帯。ただし単身世帯は登録不可。	特に無し
	日本語講師	1 日本語教育能力検定試験の有資格者 2 大学、専門学校の日本語教育課程修了者 3 日本語講師の経験者 4 協会の主催する日本語ボランティア入門講座受講経験者	大学生以上
	観光ガイド	1 通訳案内士の有資格者 2 協会が主催する観光ガイド養成講座修了者	大学生以上
	医療通訳	原則として協会が主催する医療通訳ボランティア養成講座合格者	大学生以上
	イベントスタッフ	特になし	高校生以上

※年齢条件において、高校生は15歳以上、大学生は18歳以上とよみかえることができる。

2 登録に必要な条件は、前号に関わらず協会が特別に認める場合はこの限りではない。

(登録方法)

第5条 登録を希望する個人、団体及び法人は別紙に定める様式1を記入の上、電子メール・FAX・直接持参により申し込みをおこなうものとする。

2 ボランティア登録について、第4条に定める条件を満たしている場合、登録を希望するカテゴリーの様式2を記入の上、様式1に併せて提出するものとする。

3 第4条に定める年齢等条件について、高等学校に通う生徒が登録する場合、その保護者は、別紙に定める様式3を記入の上、提出しなければならない。

(登録期間)

第6条 登録期間は、登録した年度を含めて3年度とする。ただし、1月から3月の間に登録した場合は、4月から3年度と数えるものとする。

(登録期間の更新)

第7条 協会は、登録期間の更新に関して何らかの方法で意向確認をおこなうものとする。

(登録内容の変更)

第8条 登録内容の変更は、随時受け付けるものとする。

2 登録内容の変更を希望する場合、様式1及び該当する様式2を提出するものとする。

(登録の抹消)

第9条 登録の抹消は、随時受け付けるものとする。

2 協会は次の各号のいずれかに該当する場合、予告なく登録を抹消することができる。

- (1)様式に虚偽の記載があった場合
- (2)参加した事業において不適切な行為をおこなった場合
- (3)特定の政治活動や宗教活動の場として事業を利用した場合
- (4)その他協会が必要と判断する場合

(情報提供)

第10条 協会は、ボランティアの募集や活動、その他のイベント情報などを原則として電子メールにて提供する。

(個人情報の取扱い)

第11条 ボランティア登録に際して協会が提供を受けた個人情報については、ボランティア活動の通知、連絡、協会が作成する統計情報、保険への加入、協会が主催・共催・後援または協力するイベント情報の提供についてのみ使用し、第三者へ開示・提供することはないものとする。

2 上項に係わらず、ホームステイ・ホームビジットについては、ゲストとのマッチングや運営に際し、事業運営者に提供するとともに、ゲストに対して通知する場合があるものとする。

(活動における責任の所在について)

第11条 原則としてボランティアは自己の責任において事業に協力するものとする。

2 協会は、事業の内容を鑑みて、必要に応じてボランティア保険等に加入するものとする。

3 第3条に掲げる活動に関係のない恣意的な行為により、ボランティアが第三者に対して損害を与えた場合、もしくはサポーターが第三者と紛争を生じた場合は、

協会は一切責任を負わないものとする。

(改定)

第12条 この規約は協会理事長により適宜改定できるものとする。

(附則)

この規約は、平成29年1月16日より施行する。